

追加型投信／海外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

作成基準日：2026年7月31日

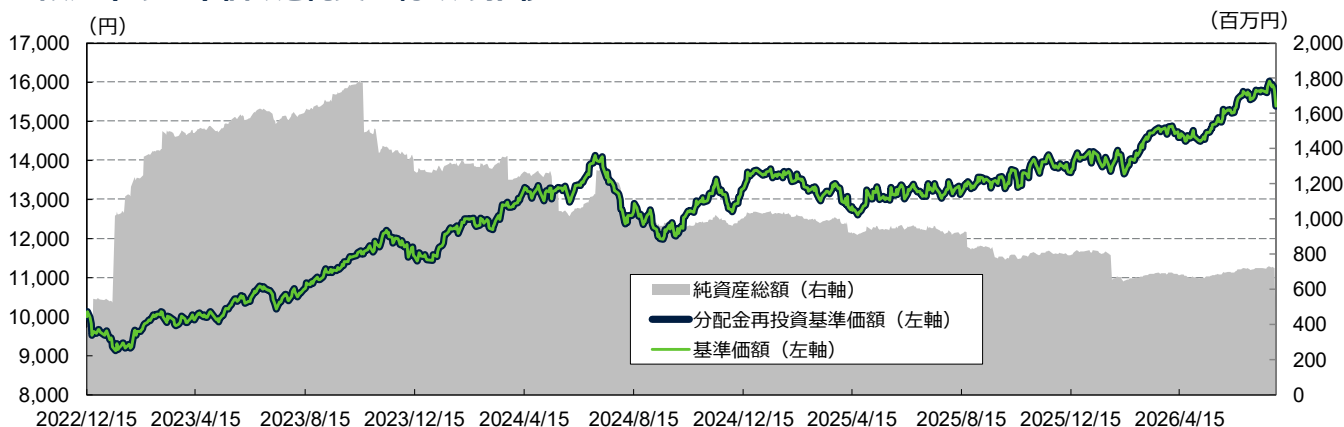
※ファンドは、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られた場合、2026年10月5日をもって信託を終了（線上償還）させていただきます。

設定日	2022年12月15日
信託期間	2032年11月15日まで
信託報酬	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.638%（税抜0.58%）。 主要投資対象ファンド「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」に係る運用管理費用1.40%（消費税等はかかりません）+ 成功報酬 実質的な運用管理費用（信託報酬等）税込2.038%（税抜1.98%）+成功報酬

基準価額	15,386円
純資産総額	470(百万円)

・基準価額および純資産総額：ベビーファンドベース

■設定来の基準価額と純資産総額の推移



・分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

■基準価額（税引前分配金再投資）の騰落率

	ファンド
1ヵ月	-2.34%
3ヵ月	4.14%
6ヵ月	11.03%
1年	16.02%
3年	46.06%
設定来	53.86%

- ・騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
- ・税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。
- ・基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については上記「信託報酬」欄をご参照ください。

■基準価額の変動要因

	2026年6月	2026年7月	設定来
資産	510円	-77円	4,158円
為替	282円	-162円	1,875円
信託報酬	-8円	-8円	-291円
分配金	0円	0円	0円
その他	-20円	-121円	-356円
基準価額変動	764円	-368円	5,386円

- ・上記は概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。
- ・シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券にかかる報酬は資産に含まれます。

■分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期(2023年11月15日)	0円
第2期(2024年11月15日)	0円
第3期(2025年11月17日)	0円
-	-
-	-

設定来累計	0円
-------	----

- ・運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

マザーファンドの主要投資対象である「シュローダーGAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド※」の概要

■【ご参考】パフォーマンス（米ドルベース）

（％）					
累積パフォーマンス	1ヵ月	3ヵ月	1年	3年	5年
ファンド（ネット）	-0.2	5.3	8.2	33.6	-

（％）													
月次リターン	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前年末比
2024年													
ファンド（ネット）	3.1	0.4	2.1	0.3	-1.8	4.6	-2.3	1.7	-3.0	1.4	-0.5	2.4	8.5
2025年													
ファンド（ネット）	2.4	0.3	0.1	2.4	1.3	-0.2	-1.7	1.5	-0.4	0.3	-2.0	1.7	5.7
2026年													
ファンド（ネット）	-0.2	1.2	1.6	-0.9	3.0	2.4	-0.2						

*米ドルベースのパフォーマンスは、投資対象ファンドの信託報酬（年率1.40％＋成功報酬）控除後の値です。

■ ポジションの状況

	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション	グロスポジション
株式	155.6%	-154.2%	1.5%	309.8%

■ 株式規模別構成比

	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
大型株	119.4%	-128.0%	-8.7%
中型株	27.3%	-21.6%	5.7%
小型株	9.0%	-4.5%	4.4%

※「シュローダーGAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」のマスターファンドを指します。

・記載されている構成比を示す比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

マザーファンドの主要投資対象である「シュローダーGAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド※」の概要

■業種別構成比

	業種	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
株式	情報技術	32.5%	-26.8%	5.7%
	金融	27.4%	-15.7%	11.7%
	ヘルスケア	25.1%	-27.1%	-2.0%
	資本財・サービス	22.7%	-20.9%	1.8%
	一般消費財・サービス	18.8%	-20.7%	-1.9%
	素材	8.2%	-5.1%	3.0%
	生活必需品	7.7%	-11.9%	-4.2%
	コミュニケーション・サービス	5.9%	-12.5%	-6.7%
	エネルギー	4.1%	-6.8%	-2.7%
	公益事業	3.0%	-5.5%	-2.5%
	不動産	0.2%	-1.0%	-0.8%

■月次コメント

【市場概況と運用実績】

2026年7月、米国株式市場は前月末比概ね横ばいの水準で月を終えました。ただし、セクター間での強弱はまちまちとなり、情報技術や資本財・サービスといったセクターは下落した一方、エネルギーや金融などは上昇しました。

上記の市場環境下、主要な投資先ファンドである米ドルベースのシュローダー・GAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド（クラスC投資証券）は前月末比で-0.19%となりましたが、為替その他要因により、当ファンドの2026年7月末の基準価額は前月末比で-2.34%となりました。

2026年7月末時点において、情報技術、ヘルスケア、資本財・サービス、金融といった業種へのグロス・エクスポージャーが大きくなっています。一方で、不動産や公益事業などの業種へのグロス・エクスポージャーが小さくなっています。ネット・エクスポージャーに関しては、主に金融がロング側で相対的に大きく、生活必需品といった業種がショート側で相対的に大きくなっています。

【今後の運用方針】

ツーシグマ社の高度な運用モデルに基づき、幅広い市場環境においてボラティリティを一定水準に抑えながら収益の獲得を目指します。

※「シュローダーGAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」のマスターファンドを指します。

・業種はGICS（世界産業分類基準）の分類、記載されている構成比を示す比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

追加型投信／海外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

■ ファンドの目的

主として米国の株式および株式関連証券等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

■ ファンドの特色

1 世界有数のヘッジファンドであるツーシグマ^{*1}が実質的な運用を行い、定量モデル運用において高度な専門性を活用します。

^{*1} 米ドル建て外国投資証券シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券（以下、主要投資対象ファンド）の運用を行うツーシグマ・インベストメンツ・エル・ピーとその関連会社を指します。

2 「米国株式マーケット・ニュートラル戦略」により、市況に捉われずに収益の獲得を目指します。

- 上場株式等の買建て（ロング・ポジション）と売建て（ショート・ポジション）を組み合わせ、市場全体の動きに対する影響度をできる限りゼロに近づけることにより、市場全体の騰落率に大きく左右されずに収益を確保することを目指す投資手法です。
- 本投資戦略による投資対象は、米国の株式および株式関連証券等です。

3 主要投資対象ファンドは、シュローダーが設定したヘッジファンド・プラットフォーム「Schroder GAIA」^{*2}を通じて提供され、シュローダーの厳格かつ重層的なリスク管理能力が活用されています。

^{*2} Schroder GAIAとは、シュローダー・グループがヘッジファンドを選定し、管理、提供するルクセンブルグ籍外国投資法人を指します。

4 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※ 上記1～3については、ファンドが実質的に投資する主要投資対象ファンドの内容を含みます。

■ 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

株式マーケット・
ニュートラル戦略に
関するリスク

主要投資対象ファンドにおいては、現物有価証券、先物取引や為替予約取引等の買建てや売建てを行うため、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行った場合、レバレッジがかかった状態となり、基準価額が大きく変動する要因となります。投資対象ファンドは、先物取引等の買建てあるいは売建てを構築することで市場動向によらずに収益の獲得を目指すため、パフォーマンスは投資運用会社の能力に依存し、市場動向に関わらず収益が得られなかったり、損失が発生する可能性があります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。また、主要投資対象ファンドにおいても、資産のより効率的な運用を目的として積極的に為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

デリバティブ
取引のリスク

主要投資対象ファンドにおいては、デリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、組入有価証券等の下落要因となります。

組入有価証券等の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

追加型投信／海外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

■ 投資リスク

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買するにあたって、その市場規模や取引量が小さい等の流動性が低い市場で取引することとなった場合、本来想定される投資価値とは乖離した低い価格水準での売買となったり、適時に売買できなくなったりする等して、不利な取引となる可能性があります。この場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、流動性リスクの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[定量モデルを用いた運用手法に関する留意事項]

主要投資対象ファンドにおいては、投資運用会社独自のテクノロジーまたはライセンスを受けたテクノロジーのほか、特定の定量的投資戦略（定量モデル）を使用します。市場環境の変化等を受けて定量モデルは更新され、使用するテクノロジーやビッグデータも変更されますが、テクノロジーや戦略が機能しない時などには、これらに依存しないファンドよりも、ファンドの投資目的を達成しようとする投資運用会社の能力に重大な影響を与える場合があります。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■ 投資リスク

■ リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

追加型投信／海外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、金額指定での申込みのみの受け付けとなり、口数指定での申込みは受け付けません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	約定日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	約定日の基準価額とします。
換金代金	原則として約定日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込の受付期間	■各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。 ■約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。
約定日	■原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目（各受付期間の最終日を1営業日目として起算）
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■以下の(1)から(4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中（各週*の前週の金曜日から各週の木曜日までの各日）*各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。 (1) 各週の木曜日（各受付期間の最終日）が国内の銀行休業日に該当する場合 (2) 各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日（土曜日および日曜日を除く。）に該当する場合 (3) 各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合 (4) 各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2032年11月15日まで（2022年12月15日設定）
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ツーシグマダ」として掲載されます。

追加型投信／海外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	約定日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.638% (税抜0.58%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)		役務の内容
	委託会社	0.15%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.40%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	投資対象ファンド (投資運用会社)	1.40%* +成功報酬**	主要投資対象ファンド「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」に係る運用管理費用 * 消費税等はかかりません。 * * 主要投資対象ファンドの計算期間末(9月30日)における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前)がハイ・ウォーターマーク(前期の計算期間末における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前))を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。
実質的な 運用管理費用 (信託報酬等)	税込2.038% (税抜1.98%) +成功報酬	※成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。	
その他の費用・ 手数料	当ファンド	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
		組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
	主要投資対象ファンド	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.42%程度(実績値) を上記の費用・手数料の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

■ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：野村信託銀行株式会社 [信託財産の管理等]

販売会社：S M B C日興証券株式会社 [募集の取扱い等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

本資料に関するご留意事項

■本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。■本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。■本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。■本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却などいかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。■本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく複製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。■お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。